年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私の母は、私が 20 歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和51年12月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年4月から第3号被保険者資格を取得する前月の 61 年3月までの保険料を全て納付しており、申立期間は6か月と短期間である。さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の拠出制度が開始された昭和 36 年4月から 60 歳に到達する月の前月までの保険料を全て納付していることから、母親の納付意識の高さが認められ、申立人の父親及び妹の国民年金加入期間の保険料も全て納付済みであることを踏まえれば、母親は申立人の申立期間の保険料についても納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、私たち夫婦の将来を考えて国民年金の加入手続を行い、私が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。時期は不明であるが、集金人から1年遡って保険料を納付することができると聞き、夫の保険料と一緒に申立期間の保険料を集金人に納付したのに夫の保険料は納付済みとされ、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、昭和43年6月10日と押印されており、 この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが推察され、当該時点で、申立期 間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和43年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の夫及び義母と連番で払い出されており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は申立期間の保険料が納付済みであり、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳及び領収証書から申立期間直後の昭和43年度から52年度までの期間の保険料納付日は夫婦同一であることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和57年8月

私は、会社を退職した昭和 57 年5月頃に両親に勧められて国民年金の加入手続を 行い、国民年金保険料は、57 年4月から同年7月までの保険料を2か月ごとに納付 し、同年8月の保険料は同年9月末頃に区役所で納付した。申立期間の保険料が未納 とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、国民年金手帳記号番号欄に「57.5.21」と押印されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は昭和57年5月頃に行われたと推認でき、当該被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳では、いずれも国民年金被保険者資格取得日が同年4月1日、同資格喪失日が同年9月1日と記載されており、オンライン記録では、申立人の第3号被保険者種別変更手続処理は61年6月18日に行われていることが確認できるなど、申立人は、申立期間前後の国民年金の加入手続及び喪失手続を適切に行っていたと推認できる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料が控除されていた記憶があるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年7月13日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 賞与額から、35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、 当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履 行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月9日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書及び賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、平成 22 年7月 9日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 厚生年金保険料控除額から、24万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、当該賞与に 係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していな いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと 認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要で ある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の 賞与の振込みが確認できる銀行の取引明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年7月13日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、 当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履 行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと 認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要で ある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の給与 (賞与)振込に使用していた預金通帳等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年7月13日支給の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、 当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履 行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月9日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書及び賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、平成 22 年7月 9日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 厚生年金保険料控除額から、30万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、当該賞与に 係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していな いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月13日は33万円、22年7月9日は34万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日

② 平成22年7月9日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書及び賞与の振込みが確認できる預金通帳等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間①及び②に係る賞与明細書並びに申立期間①に係る金融機関の取引明細書並びに申立期間②に係る預金通帳により、申立人は、平成19年7月13日及び22年7月9日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成19年7月13日は33万円、22年7月9日は34万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時。平成22 年以降にあっては、年金事務所)に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を 納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月9日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与明細書及び賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書及び預金通帳により、申立人は、平成 22 年7月 9日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる 厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、当該賞与に 係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していな いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

A社に入社後、昭和46年10月1日に同社の事業の一部を独立させる形でB社が発足したのに伴い同社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中も継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の元事業主及び複数の元従業員の供述から判断すると、 申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたと認められる。

また、元同僚は、「A社に昭和46年9月30日まで勤務し、同年10月1日に設立されたB社に申立人を含む28人の従業員が移籍した。給与については、同年9月分はA社から、同年10月分はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」としており、同人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 9 月 30 日まではA社に、同年 10 月 1 日から B社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 46 年8月及びB社に係る同年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000 円とすることが妥当である。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所

となったのは昭和46年11月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、「A社の電子計算機部の28人全員がB社に異動した。」と、同社の元事業主等が供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月31日に適用事業所ではなくなっており、C社は、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、A社における資格喪失日については、事業主が同社における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、かつ、B社における資格取得日については、同年10月1日において同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、両事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同社の事務担当者の供述から 判断すると、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務し(昭和 45 年8月1日 付けで同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 45 年 6月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、 当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月4日から42年6月1日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和43年9月3日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、平成4年1月から同年8月までは47万円、同年9月から5年4月までは53万円、同年5月から同年7月までは47万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から6年3月までは30万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成6年4月1日、資格喪失日は7年2月26日であると認められることから、同社の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②のB社における標準報酬月額は、41 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から6年4月1日まで

② 平成6年4月1日から7年2月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 遡及して訂正されており、当時の給与に比べて低い記録になっている。また、B社に 勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険加入記録は遡及して全て取り消され、当 該期間がA社の被保険者期間として追加されている上、その標準報酬月額も当時の給 与に比べて低い記録になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年8月までは47万円、同年9月から5年4月までは53万円、同年5月から同年7月までは47万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から6年3月までは30万円と記録されていたところ、同

社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月26日より後の同年4月6日付けで、4年1月に遡って標準報酬月額が20万円に減額訂正されていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者記録は、当初、資格取得日が平成6年4月1日、資格取得時の標準報酬月額は41万円、同年10月の定時決定についても標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月26日より後の同年4月6日付けで、当該記録を資格取得時に遡って取り消し、同日付けでA社における資格喪失日(6年4月1日)を取り消した上で7年2月26日に訂正し、標準報酬月額が6年4月から7年1月まで20万円と記録されていることが確認できる。
- 3 しかしながら、A社及びB社が加入していたC健康保険組合から提出のあった申立 人に係る適用台帳及びD厚生年金基金から提出のあった申立人に係る「異動記録情報 照会リスト」によると、申立人のA社における資格喪失日は平成6年4月1日、B社 における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は7年2月26日であることが確認 できる上、当該適用台帳等で確認できる両社における標準報酬月額は、上記遡及減額 訂正処理前及び取消し前のオンライン記録と一致している。

また、雇用保険の加入記録により、申立人のA社における資格喪失日は平成6年4月1日、B社における資格取得日も同日であることが確認できる。

さらに、A社及びB社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は両社の監査 役又は取締役であったことが確認できるものの、両社の元財務担当取締役が、「申立 人は営業に従事し、社会保険事務には関与しておらず、当該事務担当者は別の社員だ った。」旨供述している上、2名の従業員が「事業主が当該訂正手続を行った。」旨 の供述をしていることから、申立人は、当該訂正手続に関与していないと判断される。

4 これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、両社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における標準報酬月額の訂正処理及び申立人のB社における被保険者記録を資格取得時に遡って取り消した上、A社の資格喪失処理を取り消す処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人のA社に係る申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から同年8月までは47万円、同年9月から5年4月までは53万円、同年5月から同年7月までは47万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から6年3月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年4月1日に訂正し、B社に係る申立期間②の資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は7年2月26日とすることが必要である。

なお、申立期間②のB社における標準報酬月額は、取消し前のオンライン記録から、 41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 9 月 30 日は 20 万円、17 年 7 月 31 日は 23 万円、同年 12 月 31 日は 30 万円、19 年 12 月 31 日は 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日

② 平成17年7月31日

③ 平成17年12月31日

④ 平成19年12月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間の賞与一覧表及び源泉徴収簿により、申立 人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主 により賞与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準 賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標 準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる 保険料控除額から、平成16年9月30日は20万円、17年7月31日は23万円、同年12月31日は30万円、19年12月31日は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、厚生

年金保険に係る賞与支払届の届出漏れ等のミスがあったと考えられる旨回答していることから、事業主は申立てどおりの賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと 認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万円とすることが必要で ある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、その賞与に係る保険料が控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる 保険料控除額及び賞与額から、43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査 役は、当時の資料は無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情 は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められ ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年8月8日は3万5,000円、同年12月19日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日

② 平成15年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、その賞与に係る保険料が控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与明細書から、申立人は申立期間に同社から賞 与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい たと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年8月8日は3万5,000円、同年12月19日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立 てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについて は、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認め られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から53年4月までの期間及び54年12月から平成2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から53年4月まで

② 昭和54年12月から平成2年1月まで

私は学生の頃、将来私が困らないように年金を払っていると定期的に父から聞いていたので、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間②については、私は、昭和54年12月に会社を退職した後、A市役所に保険料を納付しに行った記憶があるので、全ての期間の保険料を納付したかどうかは分からないが、1回も納付していないことはないと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の申立人の資格取得記録の処理日(昭和63年7月13日)から、当該期間後の63年7月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で、当該期間の保険料は時効により納付することができない。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする父親から聴取することができず、申立人は、加入手続及び当該期間の保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続及び当該期間の保険料納付の状況は不明である。

申立期間②については、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年7月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、当該期間のうち、61 年3月以前の保険料は時効により納付することができず、同年4月以降の保険料は納付することが可能であるものの、申立人は、保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が明確ではない。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月から同年10月まで

私は、平成20年8月10日に出国する直前にA区役所で国民年金の任意加入手続を 行い、年度末までの国民年金保険料をまとめて納付したが、同年同月に国民年金の被 保険者資格を喪失し、任意加入手続を行っていないことを理由に納付した保険料は還 付された。しかし、私は同年同月に任意加入したので行政側の一連の事務処理には誤 りがある。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年8月にA区役所で国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、i)申立人に係る過誤納者整理票(作成日が同年9月 10 日で過誤納期間が同年8月から 21 年 3 月までのもの)には、申立人は、海外転出により 20 年 8 月 11 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、任意加入手続を行っていないことを社会保険事務所(当時)が同区役所の国民年金担当職員に確認した旨が記載されていること、ii)申立人の署名がある任意加入申出書(同年11月26日付けで同区役所が受付したもの)には、申立人が任意加入する月は同年11月であることを同区役所が国内協力者である申立人の弟に確認した旨が記載されていることなどから、申立期間は、申立人が同年8月に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年11月に任意加入被保険者資格を取得したことによって生じた国民年金の未加入期間であると考えられ、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が平成 20 年8月に任意加入手続を行ったことを示す関連資料は無く、同年同月に同手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から同年11月までの期間、44年6月から46年3月までの期間、53年3月から54年3月までの期間、54年10月から55年4月までの期間及び56年1月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、55年5月から同年12月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年11月まで

- ② 昭和44年6月から45年3月まで
- ③ 昭和45年4月から46年3月まで
- ④ 昭和53年3月から54年3月まで
- ⑤ 昭和54年10月から55年4月まで
- ⑥ 昭和55年5月から同年12月まで
- (7) 昭和56年1月から63年10月まで

私の母は、時期は不明であるが、実家のあるA県B市で私の国民年金の加入手続を行い、昭和55年4月までの国民年金保険料をB市で納付してくれていたはずである。私は同年5月に出産し、これを契機に母と一緒にC区で同居するようになったが、出産時から同年12月まで(申立期間⑥)は、送られてきたハガキを返送して免除の手続を行ったと記憶している。その後、56年1月頃から突然集金人が自宅に来るようになり、私は63年11月に会社勤務を始めるまで定期的に保険料を納付していた。申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦を保険料納付済期間、申立期間⑥を保険料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 45 年4月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録によれば、申立人は同年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対して

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、 申立人の母親は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。 申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり昭和 45 年 4月頃に払い出されたと推認できることから、当該期間の保険料を納付することは可能 であったと考えられるものの、申立人は当該期間の保険料納付に関与していないとして おり、当該期間の保険料を納付していたとする母親から聴取することができないことか ら、当該期間の保険料納付の状況は不明であり、母親が当該期間の保険料を納付してい たとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

申立期間④及び⑤については、申立人は、母親が実家のあるA県B市で保険料を納付していたと説明しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が同市から C区に転居したことに伴い、昭和52年11月に国民年金被保険者台帳が移管されている ことから、母親は当該期間の保険料を同市で納付することはできなかったと考えられる。 申立期間⑥については、申立人は、昭和55年5月から同年12月まで保険料が免除さ れていたとしているが、当該期間当時の免除承認期間は、通常、年度末の3月までとさ れており、申立人の免除承認期間が12月までとされる特段の事情も見当たらない。

申立期間⑦については、申立人は、昭和 56 年1月頃から突然集金人が自宅に来るようになったので、集金人に定期的に保険料を納付していたとしているが、当該期間に申立人が居住していたC区では、当時、原則として集金人による保険料収納は行われておらず、集金人が例外的に申立人の保険料収納を行う事情も見当たらない。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人が申立期間⑥の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間⑥の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年3月までの期間、同年6月から54年9月までの期間、同年12月から55年3月までの期間及び57年8月から58年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から52年2月まで

- ② 昭和52年3月
- ③ 昭和52年6月
- ④ 昭和52年7月から54年8月まで
- ⑤ 昭和54年9月
- ⑥ 昭和54年12月から55年3月まで
- ⑦ 昭和57年8月から58年1月まで

私は、母から私の国民年金保険料は全て納付したと聞いており、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①から⑥までの保険料を納付してくれたはずである。また、申立期間⑦については、昭和57年6月の挙式後、すぐに夫と市役所の支所に出かけ、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間①、④及び⑥が未納期間、申立期間②、③、⑤及び⑦が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、④及び⑥については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 51 年 1 月頃に払い出されたと推認でき、申立人が所持する当該手帳記号番号が記載されている年金手帳では、当該期間は被保険者期間とされていることから、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられるものの、申立人は、当該期間の保険料納付に関与していないとしており、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母親から聴取することができないことから、当該期間の保険料納付の状況が不明であり、母親が当該期間の保険料を納付したとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

申立期間②、③、⑤及び⑦については、上記の年金手帳では、当該期間は国民年金の

未加入期間とされており、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成5年11月までの期間、6年4月から11年9月までの期間及び同年12月から13年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から平成5年11月まで

② 平成6年4月から11年9月まで

③ 平成11年12月から13年9月まで

私は、会社を退職した昭和62年12月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、20代の頃は仕事が忙しかったので、母に半年分か1年分の国民年金保険料を渡して、代わりに納付してもらい、30代になってからは私自身で同様に半年分か1年分の保険料をまとめて区役所の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人及びその母親が国民年金保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成10年12月21日に付番されており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該基礎年金番号が付番されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間は160か月に及び、これだけの長期間にわたり行政機関が事務処理を 誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年8月まで

私は、国民年金に加入後は国民年金保険料の納付は義務だと思い、納付書で保険料を金融機関から納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から、申立期間当時の国民年金保険料の具体的な納付状況等を聴取することができず、 申立期間の保険料の納付状況が不明であるため、当該期間の保険料を納付していたとする申立 人の主張こついて、確からしいと判断することができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年8月まで

私は、大学を卒業後の昭和 49 年4月、母親と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に申立人の母親と一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、53年3月頃に母親と連番で払い出されたことが確認できるほか、オンライン記録から申立人の母親が同年2月に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できることから、申立人の加入手続が行われたのは、同年2月であったと推認でき、当該手続時点では、50年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、特殊台帳には、申立期間は未納と記録されている。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、この年金 手帳以外の年金手帳を受け取った記憶は明確でないなど、申立人に対して別の手帳記号 番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は「A省(当時)発行と思われる国民年金保険料領収証書」で金融機関から納付したと述べているが、申立人が居住していた区では、昭和45年10月から区の発行する納付書により金融機関で保険料を納付する方法であり、A省が国民年金保険料の納付に関する書類を発行するとは考えられない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から59年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和55年*月頃に国民年金の加入手続を行い、自身 と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納と されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 55 年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、60 年2月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該払出時点では、申立期間のうち57年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録では、昭和60年3月12日に申立期間に係る国民年金被保険者 資格の取得及び喪失記録を追加する事務処理が行われていることが確認でき、当該処理 日までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することが できない期間である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 昭和49年10月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の在籍状況、厚生年金保 険の加入及び保険料控除の有無について不明と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録を有する元従業員28人に照会を行い11人から回答を得たが、申立人と同職種(キーパンチャーの派遣要員)で、同社入社以前にキーパンチャーの経験が無い5人は、入社前に同社のキーパンチャー養成講座を数か月間受講し、その後同社の契約社員となって他企業へキーパンチャーとして派遣されたが、受講期間は厚生年金保険には加入しておらず、申立人も受講期間を経て派遣されるようになってから加入したのではないかと思う旨供述しており、ほかの回答者のうちの一人は、派遣要員の厚生年金保険加入については本人の希望制で、入社後しばらくしてから加入する人もおり、全員が加入していたわけではない旨供述している。

さらに、A社における申立人の厚生年金保険記号番号に係る払出番号簿によると、当該記号番号は申立期間後の昭和50年7月19日付けで払い出され、同社における被保険者資格を同年7月1日に取得した旨記載されており、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、 当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月から32年5月まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間の頃に同社又はその後継会社であるB社で、手伝いとして事務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社及びB社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、各社の事業主も既に死亡していることから、申立人の各社における厚生年金保険の加入及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録を有する元従業員9人に照会を行ったところ、回答が有った複数の者が申立期間当時の申立人を記憶しているものの、そのうちの一人は、申立人は、忙しいときに手伝いに来ていた程度で、同社の正社員ではなかったと思う旨供述しているほか、ほかの一人は、工場の工員を含む正社員については、昭和30年8月に同社が厚生年金保険の適用事業所となった時点で全員が厚生年金保険に加入したが、申立人はその中に含まれていなかったと思う旨供述していることから、申立人が同社において給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿には、「健康保険の番号」に欠番は無く、申立人の氏名は 記載されていない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から52年2月1日まで

平成15年12月に社会保険事務所(当時)に年金受給の相談に行ったとき、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であり、その期間の脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は脱退手当金の手続をしていないし、受給もしていないので、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」及び「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」が保存されており、「脱退手当金裁定請求書」には、申立人の署名、押印及び当時居住していた申立人の住所が確認できる。

また、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」に記載されている申立人の被保険者期間及び脱退手当金の支給額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。